

津島市

# 男女共同 参画プラン

2030

(改訂版)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

<b>1</b> 貧困をなくそう 	<b>2</b> 飢餓をゼロに 	<b>3</b> すべての人に健康と福祉を 	<b>4</b> 質の高い教育をみんなに 	<b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう 	<b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に 
<b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	<b>8</b> 働きがいも経済成長も 	<b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう 	<b>10</b> 人や国の不平等をなくそう 	<b>11</b> 住み続けられるまちづくりを 	<b>12</b> つくる責任つかう責任 
<b>13</b> 気候変動に具体的な対策を 	<b>14</b> 海の豊かさを守ろう 	<b>15</b> 陸の豊かさを守ろう 	<b>16</b> 平和と公正をすべての人に 	<b>17</b> パートナーシップで目標を達成しよう 	

令和8年3月  
津島市



# 計画策定にあたって

## ● 計画改訂の目的

令和3年3月に策定した「津島市男女共同参画プラン2030」は、令和12年度までの10年間を計画期間としており、令和7年度は策定から5年が経過し、中間年度となります。

中間見直し時期を迎えるにあたり、市民意識調査による意見聴取や男女共同参画プラン推進協議会での協議を行いました。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「女性支援法」）の施行に伴い内容を一部訂正するなど、新たな課題に対応するべく施策の見直しを図り、令和8年度からは「津島市男女共同参画プラン2030（改訂版）（以下、「本プラン」という。）」として計画の一層の推進を図ります。

## ● 計画の基本理念

人権尊重の考え方にに基づき、男女一人ひとりが社会の対等な構成員としてあらゆる分野にともに参画し、個性と能力を十分に発揮して自分らしくいきいきと活躍できる「男女共同参画社会」を実現することを基本理念にしています。

本プランにおいても、引き続き基本理念の下で、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。



## ● 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間です。

令和7年度に中間評価を実施し、計画の改訂版を作成しました。

## ● 計画の基本的視点

01

ジェンダー平等の  
実現



02

エンパワーメントの  
促進



03

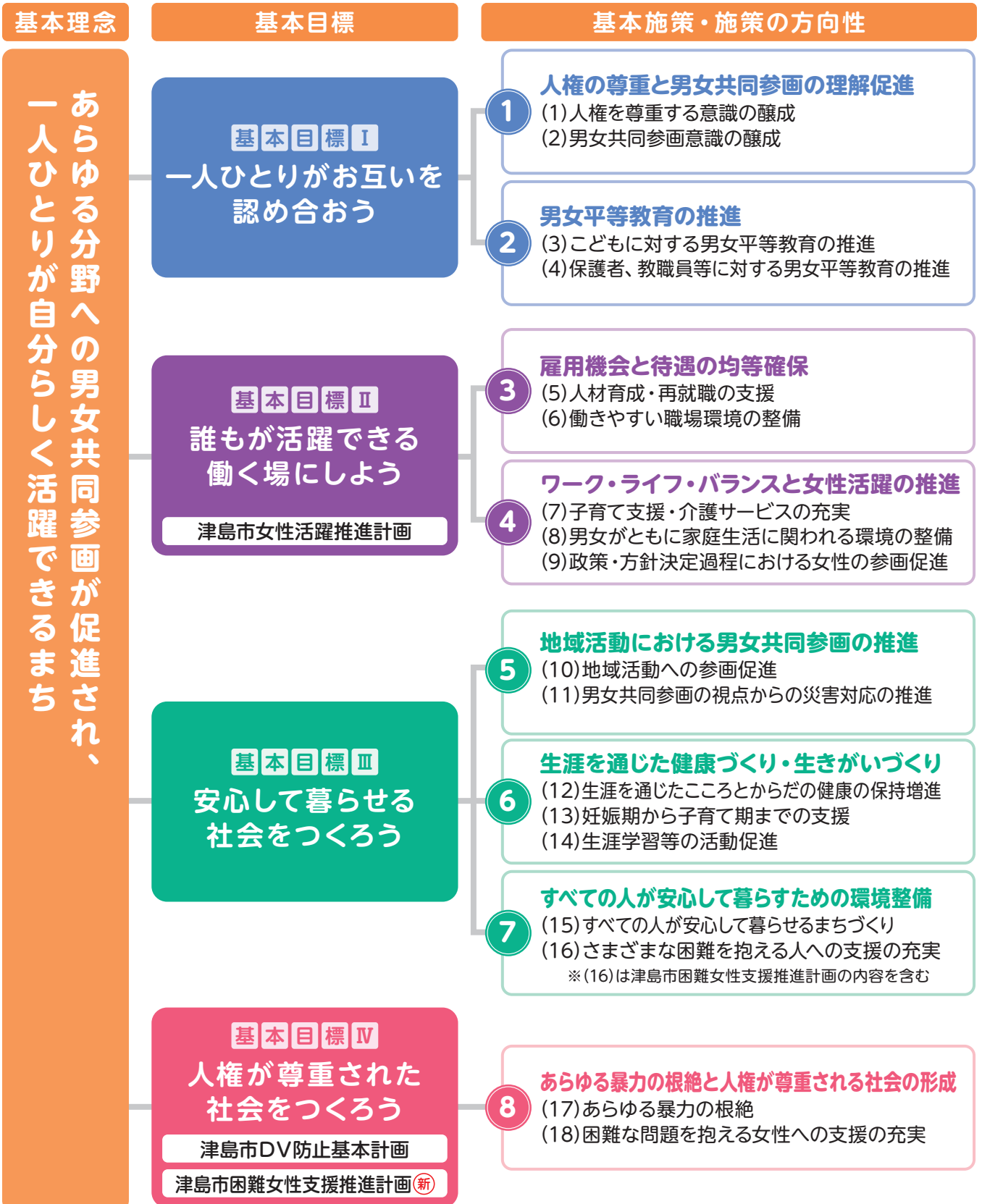
パートナーシップの  
構築



## ● 計画の体系

基本理念の実現に向けて、基本目標と施策の方向性を以下の通り体系づけます。

### 【計画の体系図】



# 一人ひとりがお互いを認め合おう

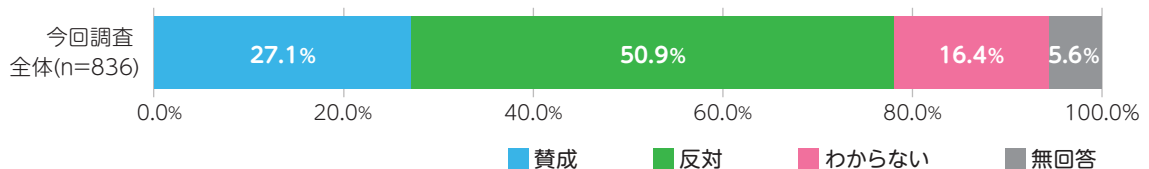
男女共同参画社会の実現のためには、男女がお互いを尊重し、価値観や違いを認め合うとともに、自らの意思に基づき、社会のあらゆる分野とともに責任を担いながら、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが重要です。

そのため、男女双方に向けて男女共同参画や人権、多様性に対する理解促進や意識改革を図るための広報・啓発活動を推進します。また、次代を担う子どもや若者に対し、人権尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性についての学習機会の充実を図るとともに、一人ひとりの個性・能力を高める教育を行うことにより、男女共同参画社会の基盤づくりを引き続き進めます。

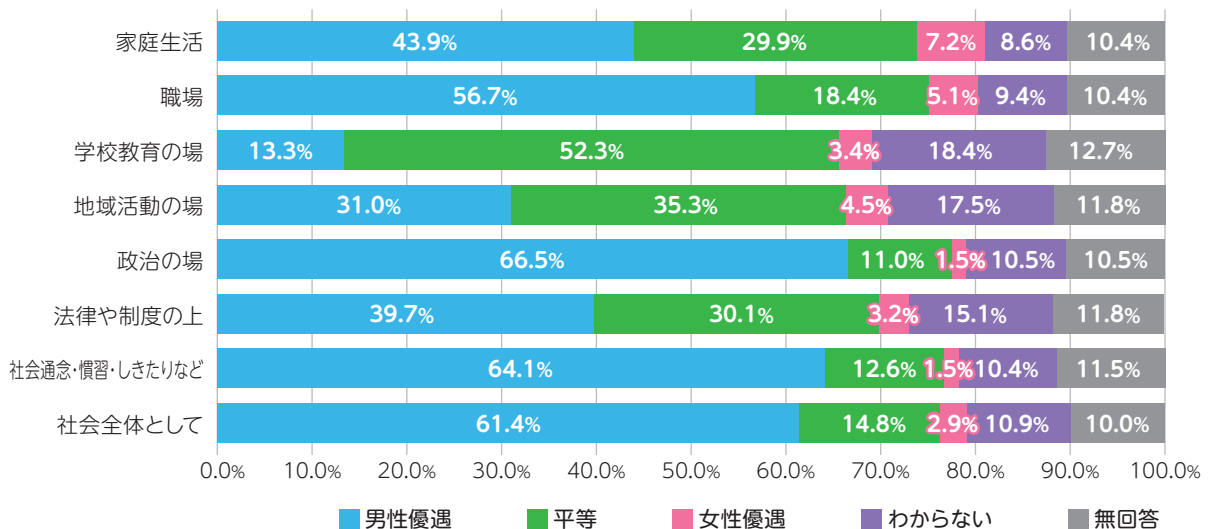
## 市民意識調査からみる現状

市民意識調査結果によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、「反対」の割合が半数以上となっているものの、3割程度は「賛成」と回答しています。また、男女の平等観については、「学校教育の場」においては男女平等観が高く保たれている一方、「職場」、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、そして「社会全体」における男女平等観は依然として「男性優遇」の割合が高くなっています。

### 性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方）



### 男女の平等観



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

#### 基本 施策1

### 人権の尊重と男女共同参画の理解促進

施策の方向性 ▶▶▶ ①人権を尊重する意識の醸成 ②男女共同参画意識の醸成

#### 基本 施策2

### 男女平等教育の推進

施策の方向性 ▶▶▶ ③子どもに対する男女平等教育の推進  
④保護者、教職員等に対する男女平等教育の推進

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けられる環境づくりを進めるとともに、男性に対しても子育て・介護への積極的な参加を促し、男女ともに仕事と生活の両面においてその能力を十分に発揮できるよう環境整備を推進します。

## 統計資料等からみる男女共同参画の状況・ 市民意識調査からみる現状

本市の女性の労働力率は、令和2年時点で全国や愛知県と同水準となっています。また、女性の管理的職業従事者割合についても全国や愛知県と同水準となっており、女性活躍は進みつつあると言えます。

一方、市民意識調査結果によると、女性の人権が尊重されていないと思うことについて女性の回答をみると、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」や「職場における差別待遇（採用、昇格、賃金など）」といった、仕事や職場に関する回答の割合が高くなっています。

### 女性の労働力率、 女性の管理的職業従事者割合

資料：国勢調査(令和2年)

	全国	愛知	津島市
女性の労働力率(平均)	53.5%	55.5%	53.2%
女性の管理的職業従事者割合	15.7%	15.1%	15.9%

### 女性の人権が尊重されていないと思うこと(女性の回答)】

資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

	今回調査(n=460)
結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境	52.4%
職場における差別待遇(採用、昇格、賃金など)	48.3%
固定的な性別役割分担意識(男は仕事、女は家庭など)	43.0%
セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)	31.7%
性犯罪や売春・買春	26.1%
家庭や職場、地域などで女性の意見が尊重されないこと	23.9%
ストーカー行為(特定の人にしつこくつきまといられるなど)	22.6%
アダルトビデオやポルノ雑誌など、女性を性の対象物ととらえる社会風潮	22.2%
ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナーからの暴力)	20.9%
特にない	5.7%
わからない	7.4%
その他	2.2%
無回答	4.3%



### 基本 施策3

#### 雇用機会と待遇の均等確保

- 施策の方向性 ▶▶▶
- ⑤ 人材育成・再就職の支援【津島市女性活躍推進計画】
  - ⑥ 働きやすい職場環境の整備【津島市女性活躍推進計画】

### 基本 施策4

#### ワーク・ライフ・バランスと女性の活躍の推進

- 施策の方向性 ▶▶▶
- ⑦ 子育て支援・介護サービスの充実【津島市女性活躍推進計画】
  - ⑧ 男女がともに家庭生活に関われる環境の整備【津島市女性活躍推進計画】
  - ⑨ 政策・方針決定過程における女性の参画促進【津島市女性活躍推進計画】

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で個性と能力を発揮して主体的に参画していくことが求められています。また、男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件です。

人口減少や単身世帯の増加、ライフスタイルの変化などから地域コミュニティの一層の弱体化が危惧される中、地域活動において、女性や若者、高齢者など、誰もが参加しやすい環境をつくるとともに、地域コミュニティの強化や再構築をしていくことが重要です。

また、近年、全国的に台風や地震といった自然災害による被害が毎年発生している中で、多様な視点に配慮して災害対策等に取り組んでいくことが必要です。

## 市民意識調査からみる現状

市民意識調査結果によると、男女がともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことについては、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」が最も高くなっていることから、地域社会や家庭生活における男女共同参画の推進に向けた広報・啓発活動が必要です。

### 男女がともに子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと

資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

今回調査(n=836)	
夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる	55.4%
男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす	45.2%
男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進める	36.8%
社会の中で、男性による家事・育児などについても、その評価を高める	32.5%
労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどのICT(情報通信技術)を利用した多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする	28.7%
年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担などについて当事者の考え方を尊重する	25.1%
男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう、啓発や情報提供を行う	17.6%
男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくす	16.7%
仕事と家庭の両立などの問題について男性が相談しやすい窓口を設ける	15.1%
県や市などの講座などにより、男性の家事や子育て、介護などの知識や技術を高める	13.0%
男性が家事・育児などを行うための仲間(ネットワーク)作りを進める	13.0%
特に必要なことはない	8.6%
その他	2.8%
無回答	5.3%

### 基本 施策5

#### 地域活動における男女共同参画の推進

- 施策の方向性 ▶▶▶ ⑩ 地域活動への参画促進  
⑪ 男女共同参画の視点からの災害対応の推進

### 基本 施策6

#### 生涯を通じた健康づくり・生きがいづくり

- 施策の方向性 ▶▶▶ ⑫ 生涯を通じたところとからだの健康の保持増進  
⑬ 妊娠期から子育て期までの支援 ⑭ 生涯学習等の活動促進

### 基本 施策7

#### すべての人が安心して暮らすための環境整備

- 施策の方向性 ▶▶▶ ⑮ すべての人が安心して暮らせるまちづくり  
⑯ さまざまな困難を抱える人への支援の充実  
(津島市困難女性支援推進計画の内容を含む)

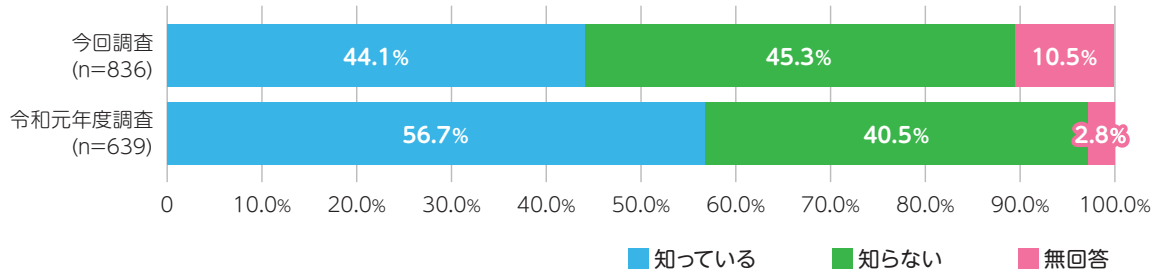
女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動や、相談・支援体制の充実を進めていくことに加え、「女性支援法」や「困難女性支援基本方針」の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対する支援を通じて、すべての女性の意思や尊厳が尊重され、自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

## 統計資料等からみる男女共同参画の状況・ 市民意識調査からみる現状

市民意識調査結果によると、DVの相談窓口の認知度について「知っている」の割合が令和元年度調査から減少しており、DV防止の取組が十分に市民へ浸透していないことが考えられます。また、統計調査より近年は本市のDV相談件数が増加傾向にあり、依然としてDVによる被害は深刻であると考えられます。

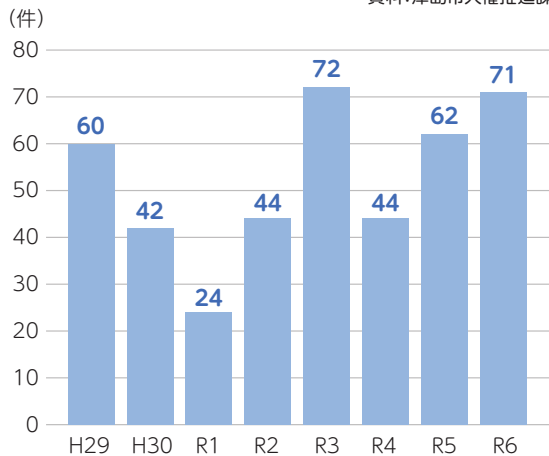
### DVについての相談窓口の認知度

資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査



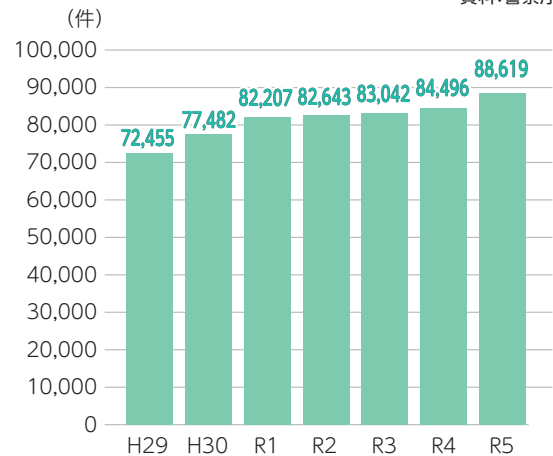
### DV相談件数 (津島市)

資料：津島市人権推進課



### DV等相談件数 (全国)

資料：警察庁



### 基本 施策8

## あらゆる暴力の根絶と人権が尊重される社会の形成

施策の方向性 ▶▶▶ 17 あらゆる暴力の根絶【津島市DV防止基本計画】

18 困難な問題を抱える女性への支援の充実

【津島市DV防止基本計画、津島市困難女性支援推進計画(新)】

# 数値目標

計画を着実に推進するための数値目標について、令和12年度に最終評価を行います。

## 津島市男女共同参画プラン2030の数値目標

基本目標	項目	R6年度	R7年度	R12年度
		実績値	目標値	目標値
基本目標Ⅰ 一人ひとりが お互いを認め合おう	社会全体で男女が平等になっていると思う割合を増やす(市民意識調査)	14.3%	22.0%	30.0%
基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる 働く場にしよう	夫婦が協力して同じ程度、育児、こどもの世話をしている割合を増やす(市民意識調査)	42.8%	43.0%	50.0%
	職場で男女の地位は「平等」になっていると思う割合を増やす(市民意識調査)	18.4%	15.0%	20.0%
	幼保連携型認定こども園数を増やす	11園	12園	15園
	市男性職員の育児休業取得率を増やす	29.6%	10.0%	50.0% <sup>※</sup>
基本目標Ⅲ 安心して暮らせる 社会をつくろう	女性のいない審議会等の数をなくす	4	0	0
	審議会等における女性委員の割合を増やす	34.7%	40.0%	50.0% <sup>※</sup>
	地域で男女が平等になっていると思う割合を増やす(市民意識調査)	35.3%	45.0%	50.0%
	津島市国民健康保険加入者の特定健康診査受診率の割合を増やす	47.4%	49.0%	54.0%
基本目標Ⅳ 人権が尊重された 社会をつくろう	「DV防止法」には被害者を発見した時は通報する義務があることを知っている人の割合を増やす(市民意識調査)	25.2%	37.0%	40.0%
	DVについて相談できる窓口があることを知っている人の割合を増やす(市民意識調査)	44.1%	60.0%	65.0%
	女性の生活困窮者が支援につながる件数を増やす <sup>新</sup>	60人	74人	86人

※今回の中間見直しに伴い、目標値をともに50%に変更しています。

## 津島市 男女共同参画プラン2030 (改訂版) 概要版

令和8年3月 発行 愛知県津島市 編集 津島市 人権推進課

〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地 電話:0567-24-1111 (代表)